

## 国民年金からのお知らせ

【専業主婦(夫)の年金が改正されました】

「主婦年金の切り替え手続きが2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続きを！」

原則として20歳から60歳までのすべての人が「年金」に加入することになりますが、サラリーマンの夫(第2号被保険者)に扶養されている妻(専業主婦:第3号被保険者)は、保険料を納める必要はありません。ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方は手続きをすることで「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

(※)妻がサラリーマンで夫が専業主夫の場合も同様

○手続きをすることにより、無年金や年金の減額を防ぐことができます。また、老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

問 国保年金課 A 1階 大田原年金事務所  
TEL (23)8928 TEL (22)6313

○保険料納付で年金額アップ!

手続きをすることにより、最大10年分の保険料をさかのぼって納付することができます。保険料を納めると、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをされた方にご案内を郵送します。

※詳しくはお近くの年金事務所または

**国民年金保険料専用ダイヤル:0570(011)050**

までお問い合わせください。

【国民年金保険料免除などの申請について】

保険料を納め忘れた状態で、障害や死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録のある市役所の担当窓口で手続きをしてください。

今年度の免除などの受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月から平成26年6月までの期間を審査の対象とします。

詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

## 2013年大田原市文学サロン ～聞かせてあげたいお話、聞いてほしいお話～



### 教養・文化

2002年「第18回平和の日・那須のつどい」が本市で開催され早11年、2003年「大田原市文学セミナー」から数えて第11回。

2013年大田原市文学サロン～聞かせてあげたいお話、聞いてほしいお話～が今、豪華に開演します。

- 第一部 ● 講演  
下重 暁子
- 第二部 ● 対談  
津村 節子 VS 加賀 乙彦  
コーディネーター 高橋 千劔破

- 司会 高橋 千劔破
- 構成・演出 日本ペンクラブ企画事業委員会
- 制作 日本ペンクラブ企業事業委員会
- 主催 大田原市・日本ペンクラブ

#### 【出演者一覧】

津村 節子  
作家



下重 暁子  
作家



高橋 千劔破  
作家  
文芸・歴史評論家



加賀 乙彦  
作家  
精神科医



【入場のご案内】  
●日時 10月19日(土)午後2時～4時30分  
●場所 大田原市総合文化会館ホール  
●入場料 無料 ただし入場整理券が必要です。  
●入場整理券の配布 9月10日(火)から左記の場所で500枚を配布します(先着順。必要な枚数のみ受け取りください)。  
●配布場所  
・文化振興課文化施設係(大田原市総合文化会館内)  
・文化振興課文化振興係(大田原市湯津上庁舎内)  
・黒羽支所総合窓口課管理係(大田原市黒羽庁舎内)  
●配布時間  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日を除く)

問 文化振興課 湯  
TEL (98)3768